

R7年度より対象者の要件を拡充しました！

中津にこここ保育支援事業について

中津にこここ保育支援事業とは…

認可外保育施設に通園中で下記条件に該当する戸籍上第2子以降3歳未満の児童の保育料を助成する事業です。年度ごとに申請手続きをし、助成決定を受けたあとに請求手続きをする必要があります。

☑ 助成額について

第2子以降 … 上限1ヶ月35,000円

例) 保育料 40,000円 → 助成決定額 35,000円
保育料 30,000円 → 助成決定額 30,000円

☑ 助成を受けることができる対象者

以下の(1)～(4)すべてに該当する児童の保護者

- (1) 中津市に住民登録をしている
- (2) 父または母のいずれかの戸籍上第2子以降(離婚等で除籍されている場合も含む)
- (3) 各年度の初日(4月1日)の前日において満3歳に達していない(3歳未満)
- (4) 認可外保育施設(県へ届出をしている施設に限る)に入所していて、保育が必要と認められた場合

☑ 保育が必要な理由とは (多胎児育児と育児休業を新たに対象としました)

保護者が以下の①～⑦のいずれかに該当する家庭

- ① 就 労 … 日常の家事以外の仕事をしている場合(月60時間以上)
- ② 求 職 活 動 … 就労先を探している場合等(別途申立書および確認書類の提出が必要)
- ③ 妊 娠 ・ 出 産 … 妊娠中または出産後まもない場合(産前2か月・産産月・産後3か月)
- ④ 病 気 ・ 障 がい … 病気、負傷、心身に障害がある場合
- ⑤ 介 護 ・ 看 護 … 同居の親族を介護又は看護している場合
多胎児(0～2歳児)を育児している場合(利用児童が3歳を迎える月まで)
- ⑥ 災 害 復 旧 … 震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合
- ⑦ 就 学 … 学校または職業訓練校に在学している場合(在籍期間)
- ⑧ 育 児 休 業 … 保護者の就労により産前休暇前から保育所に入所している児童(産前2ヶ月前まで就労継続した場合に限る)は、育児休業対象児童の1歳の誕生月末日まで
- ⑨ そ の 他 … 上記に類する状態にあり、市長が認める場合

☑ 中津市の該当施設 (他市町村の認可外保育施設の場合はお問い合わせください。)

- * あおぞら保育園(企業主導型)
- * がじゅまる託児所
- * 七音保育園(企業主導型)
- * 新こばと保育所(事業所内保育所)
- * とみよ保育園(企業主導型)
- * むつみ園(事業所内保育所)
- * こまどり保育園
- * 第2ひまわり保育園

☑ 助成の手続きの流れ

1. 助成金の申請について

- 申請方法 … 対象者に該当する方は、中津市役所保育施設運営課窓口申請に必要な書類を提出。
- 申請時期 … 入所した日の属する月の翌月の末までに申請が必要
(年度ごと(毎年4月1日～5月31日までの間)の申請が必要です)

必要な書類

1. 保育料助成申請書 〈様式第1号〉
 2. 在所証明書 〈様式第2号〉 ※認可外保育施設に在所している証明が必要
 3. 保育が必要な理由を証明する書類(父・母)
 - ★ 住民票上で第2子以降と確認ができない場合、以下の書類の提出が必要
戸籍全部事項証明(謄本) 助成の対象となる児童が第2子以降とわかる戸籍
 4. 対象者の振込口座がわかる通帳またはキャッシュカード
- ※ 保育料助成申請書〈様式第1号〉に記入の申請者が、申請年度の助成金請求時の申請者及び助成金振込口座名義人の対象者となります。申請時に、児童の保護者を父母どちらかに決めていただき、統一してください。

2. 助成の決定について

提出された書類を審査し、中津にこにこ保育支援事業に該当すると認められた助成対象者へ、助成決定通知書〈様式第3号〉を通知いたします。

3. 助成金の請求について

- 申請時期 … 年4回、下記の受付月(土日祝祭日を除く)に中津市役所保育施設運営課窓口申請に必要な書類を提出。

受付月	保育料
7月中	4月～6月までの保育料
10月中	7月～9月までの保育料
1月中	10月～12月までの保育料
4月1日～4月10日頃	1月～3月までの保育料

必要な書類

1. 中津にこにこ保育支援事業助成金交付請求書 〈様式第4号〉
 2. 助成決定通知書 〈様式第3号〉
 3. 認可外保育施設からの保育料納入証明書〈指定様式〉
- ※ 保育料助成申請書〈様式第1号〉に記入した申請者名義の口座に助成金の振込みをします。

4. 助成の解除について

認可外保育施設を退所した場合や中津市から転出、対象児童(保育が必要な理由)に該当しなくなった助成対象者は、速やかにその旨を届け出てください。

必要な書類

1. 退所証明書 〈様式第5号〉 ※認可外保育施設の証明必要
2. 退所以外の理由の場合、理由変更及びその日付の分かる書類

❓ ご不明な点等ございましたら、
大分県中津市役所保育施設運営課までお問い合わせください。

問合せ先 0979-22-1129 (直通)